

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 推進会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年福島県条例第77号）に基づく、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議において所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の推進に関すること
- (2) 自転車交通安全教育及び啓発に関すること
- (3) 自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発に関すること
- (4) 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な施策に関すること
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関・団体等で構成する。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置き、福島県生活環境部政策監をもって充てる。

2 座長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、前項の会議の議長となる。

3 推進会議は、必要があるときは、会議に構成機関・団体等以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福島県生活環境部生活交通課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	構成機関・団体
自転車利用者	公益財団法人福島県老人クラブ連合会 福島県高等学校 P T A 連合会 福島県 P T A 連合会 福島県商工会議所女性会連合会 福島県サイクリング協会
交通安全団体	一般社団法人福島県交通安全協会 福島県交通安全母の会連絡協議会
自転車販売業	福島県自転車軽自動車商工協同組合
保険業	一般社団法人日本損害保険協会東北支部福島損保会
市町村	福島県市長会 福島県町村会
行政機関	国土交通省東北運輸局福島運輸支局 福島県土木部道路整備課 福島県教育庁健康教育課 福島県警察本部交通企画課 福島県生活環境部
事務局	福島県生活環境部生活交通課